

令和4年度第2回八千代市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年2月1日(水)
開 会 13時30分
閉 会 15時00分
- 2 場 所 教育委員会庁舎 大会議室
- 3 議 題 「生徒指導提要の改定について」(公開)
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について(非公開)
「学校内外の連携を充実させるために」(非公開)
- 4 出席者名 委 員 川上明治, 鈴木美保, 長沼啓司, 太田信子, 土井弥寿子, 齋藤雄大,
木梨朋幸, 平山昌広, 島津俊明, 高倉啓安, 吉田佳世, 設楽憲一,
高原敬介, 清水敦史 内藤俊夫
事務局 兒玉健司, 宮崎幸子, 池浦一寛, 大友奈緒, 西俊治, 目黒大樹
福田恭子, 久保隆秀
- 5 公開又は非公開の別 一部非公開
- 6 非公開の理由 協議においては, 具体的ないじめ事案についての情報提供, 情報交換があり, 個人に関する事項(児童生徒等の個人情報)を扱うことによる。
(八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条第2号)
- 7 傍聴人定員及び傍聴人数 定員5名(傍聴0名)
- 8 審議内容等
- 事務局(大友) 本日は, お忙しい中, お集まりくださりましてありがとうございます。
本日は, 傍聴人はおりません。会に先立ちまして, 八千代市教育委員会教育長小林伸夫が御挨拶申し上げます。
- 教育長 皆様こんにちは。第2回八千代市いじめ連絡協議会に先立ちまして, 一言ご挨拶を申し上げます。まず委員の皆様は, 大変御多忙の中お集まりいただき, 誠にありがとうございます。さて, 新型コロナウイルスの5類への移行が決定されましたが, 学校現場では依然として新型コロナウイルスの感染が報告されております。また, インフルエンザも流行期になりまして, 学年閉鎖や学級閉鎖が出てきている状況です。学校では, 今後も感染症対策を行いながら, 子どもたちの健康を守っていききたいと思います。本協議会は平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴いまして, 関係各機関が情報交換, 意見交換をしていじめ防止等に関する連携を図ることを目的に設置されております。昨年12月に約12年ぶりに生徒指導提要の改定がされました。いじめ防止対策推進法が施行されて以降, いじめの認知件数は増加の傾向にあり, 各学校においてはいじめの解消に向けた取組が進む一方で, いまだにいじめを背景とする深刻な事態の発生は後を絶たない状況です。このような状況下におきまして, 法の定義に則り, 教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに, 次の段階としての対応が求められております。
本日, 報告・説明事項では, 生徒指導提要の改定と, 令和3年度千葉県「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について扱います。また

、協議では「学校内外の連携を充実させるために」を議題としまして、委員の皆様から貴重な御意見をいただければ幸いです。本日の協議会を通して、関係各機関がより連携し、子どもたちの心豊かな成長、健全な成長の支援につながるよう、皆様のお力添えをいただければと思います。以上、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

事務局（大友） ここから、この会の会長の教育次長が進行を務めていただくこととなります。
なお、会の性質上、議事録の作成がありますので録音させていただきますことを御了承ください。それでは、教育次長、お願いします。

設楽会長 教育次長の設楽です。本日はご多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、「令和4年度第2回八千代市いじめ問題対策連絡協議会」を開会いたします。着座にて会を進行させていただきます。失礼します。
条例第6条第2項の規定により
定足数を確認いたします。
委員数15名、出席者数15名、欠席者数0名。よって、本協議会は成立いたします。続きまして、本日本日予定されております議事のうち、「報告説明事項②」「協議」では、八千代市審議会等の公開に関する要領第4条第2号に該当する個人情報扱う可能性があることから、会議の非公開を求めます。よろしくお願いいたします。
それでは、次第に従って、進めてまいります。
報告・説明事項について、事務局お願いします。

事務局（西） これから第2回八千代市いじめ問題対策連絡協議会の説明報告をいたします。始めに、今回配付させていただいている「パワーポイント資料」と「いじめ重大事態の事例」ですが、会終了後に回収させていただきます。メモ等を取られる際に、気を付けていただければと思います。
12月6日に文部科学省より12年ぶりに改定となった生徒指導提要の改訂版が公表されました。ここでは、生徒指導提要のいじめについて改訂版の内容を取り上げていこうと思います。平成25年にいじめ防止対策推進法が成立して以降、いじめの認知は積極的に行われるようになりましたが、いじめを背景とする自殺等の深刻な事案が後を絶たずに起こっております。そのため、生徒指導提要改訂版では、次の段階の対策として、
① 学校のいじめ防止基本方針の具体的展開に向けた見直しと共有
② 学校内外の連携を基盤に実行的に機能する学校いじめ対策組織の構築
③ 発達支持的・課題予防的生徒指導への転換
④ いじめを生まない環境づくりや児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付ける働きかけ
が必要になると記載されています。法の基本的な方向性は、社会総がかりでいじめ防止に取り組み、重大事態への対処において公平性・中立性を確保することになります。特にいじめ重大事態の調査に関しては、これまでと同様、「いじめの事実の全容を解明すること」「再発防止につなげること」の2点が目的であり、学校としての取組としては、
①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
②いじめ防止のための実効性のある組織の構築
③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応

が義務付けられていることが再確認されました。

また、いじめ問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するため、「学校いじめ対策組織」という校内組織の設置について、学校いじめ対策組織の例のように図示されました。学校いじめ対策組織を中心に、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うことが重要であることはもちろんのこと、組織として教職員が発言することへの安心感を持てる心理的安全性をつくり出すことが不可欠になります。これは、教職員一人一人がいじめの情報を学校いじめ対策組織に報告共有する義務があることによります。さらに、各学校で策定されている「学校いじめ防止基本方針」についても、表示されている3点について再確認されています。

今回の生徒指導提要の改訂では、全体を通して重層的支援構造の視点で整理しています。日常生活の中での全ての児童生徒に対する「発達支持的生徒指導」、特定の課題を想定する全ての児童生徒に対する「課題未然防止」、特定の課題を想定する一部の児童生徒に対する「課題早期発見」、困難課題を抱える特定の児童生徒に対する「困難課題対応的生徒指導」です。特に前者2層は常態的、先行的に扱うものとして重視しています。生徒指導提要の改訂版では、各層でのいじめに関する対応例が紹介されています。

1層目では、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導として、人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開や安全で安心な学校づくり・学級づくりが求められます。

2層目では、課題予防的生徒指導の中の課題未然防止として、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を日常生活の中で身に付けるような働きかけや、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現れることがポイントになります。そのためにも、担任がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させることが重要です。

3層目では、課題予防的生徒指導の中の課題早期発見対応として、児童生徒の表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いをはせる必要があります。また、家庭や関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げることも重要になります。この層における、いじめを把握した際の対応の原則として、以下の4点が例示されています。

- ・いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア
- ・被害者のニーズの確認
- ・いじめ加害者と被害者の関係修復
- ・いじめの解消

4層目は、困難課題対応的生徒指導についてです。問題が複雑化し対応が難しくなるケースとして、以下の①～⑧のようなケースが取り上げられています。

- ①周りからは仲が良いとみられるグループ内でのいじめ
- ②閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ③被害と加害が錯綜しているいじめ
- ④教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤いじめが起きた学級が学級崩壊的状况にある場合
- ⑥いじめが集団化し孤立状態（被害が捉えている場合も含む）にあるケース
- ⑦学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
- ⑧学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

このようなケースでは、早い段階から、SC・SSW等を交えたケース会議で丁寧なアセ

メントを行い、多角的視点から組織的対応が求められ、その手順が確認されています。また、問題に応じて、警察等関係機関と密接に連携、保護者へのきめ細かな連絡、相談が必要です。

最後に、生徒指導提要の改定に記載されている関係機関等との連携体制についてです。社会総がかりでのいじめの防止を目指す上では、地域の力を借り様々な機関と繋がることを求められます。学校におけるいじめ対応において教育委員会に求められる役割として、以下の点が学校をサポートしていく事例として挙げられています。また、学校が被害者及び加害者の保護者との連携を図ることが困難なケースも散見されます。特に、加害者の保護者から協力を得ることが難しく、学校の対応が鈍ることもあります。そのため、加害者に被害者の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら加害者を指導するためにも、日頃から学校の取組を保護者へ周知する必要があると記載されています。さらに、地域が一体となって学校を核とした地域づくりを目指す「地域学校共同活動」や保護者・地域住民が学校運営に参画して地域と共にある学校づくりを目指す「コミュニティースクール」の取組についても例示されました。家庭で多様な人間関係を体験することが難しい子どもたちが、地域の大人と関わる体験を通じて、地域に見守られているという安心感を抱くようになり、生徒指導の構造の4層のうちの発達支持的生徒指導としての役割を果たすようになると考えることができます。

これで、生徒指導提要の改定についての説明を終わりにします。

ただいま、事務局より生徒指導提要の改定について説明がありましたが、この場でご質問等がございましたらお受けします。

よろしいでしょうか。では、次に進みたいと思います。

続いて事務局より「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について説明報告をお願いします。

<非公開>

以上で、令和4年度第2回八千代市いじめ問題対策連絡協議会を終わりに致します。

設楽会長

設楽会長